

ファクシミリ送信書

令和 5 年 12 月 25 日

【送信先】

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中 (FAX 078-341-7564)
原告訴訟代理人 弁護士 加藤 昌利 先生 (FAX 078-367-7730)

【送信者】

AZX 総合法律事務所
被告訴訟代理人 弁護士 青木 孝頼
TEL 03-3512-2531(代)
FAX 03-3237-2175

【事件の表示】

神戸地方裁判所 令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件
原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

【送信文書】

1. 第 2 準備書面 1 通
2. 閲覧制限の申立書変更申立書 1 通

【通信文】

当職は、本書を含めず上記文書合計 9 枚を直送によりお送りします。

原告訴訟代理人におかれましては、受領後は直ちに落丁等の有無をご確認いただき、下記受領書部分に記名捺印の上、裁判所及び上記送信者宛に本書面を FAX して下さいますようお願い申し上げます。

なお、証拠説明書及び書証は別途郵送いたします。また、閲覧制限の申立書変更申立書については、御庁へ原本を郵送いたします。

.....
受 領 書

上記事件につき、上記文書を令和 年 月 日受領しました。

受信者:原告訴訟代理人

印

- ・神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中 (FAX 078-341-7564)
・被告訴訟代理人弁護士 青木 孝頼 行 (FAX 03-3237-2175)

令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

第 2 準備書面

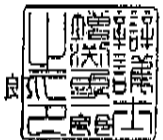
令和 5 年 12 月 25 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

被告訴訟代理人

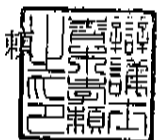
弁 護 士

増 渕 勇 一



同

青 木 孝



1 被告の結婚式場における予約の方法について

被告が運営する結婚式場では、各式場の各会場ごとに、午前の時間枠と、午後の時間枠を設定し、当該時間枠ごとに個別に予約を受け付けている。例えば、白金台に所在するザ テンダーハウスという結婚式場には、インディゴリオス及びブエノスコートという 2 つの会場が存在するが、それぞれ午前枠、午後枠に分けて予約を受け付けている(乙 8)。

2 乙 2、乙 5 及び乙 7 の数値の根拠について

(1) 乙第 2 号証の数値の根拠について

乙第 2 号証として提出した表は、被告が行う披露宴の予約管理システムから、各期ごとに、当該期間中に実施された(キャンセルされた案件については実施が予定されていた)全ての案件について、挙式披露宴実施契約が締結された日(成約日)及び当該挙式披露宴の実施日がキャンセルされた日のデータを抽出し、当該データを元に、成約日から実施日までの日数が 181 日より短いか、181 日以上であるかに応じて区分し、統計データ化したものである。乙第 2 号

証の表に記載した全期間分の元データは大部にわたるため、成約日を27期上期に限定して、当該予約管理システムから抽出した元データが乙第9号証である。なお、当該予約管理システムから抽出した元データには、「件数」の欄、「成約日から実施日までの日数区分」の欄、及び「成約日から実施日までの日数」の欄は存在しないものの、資料の一覧性の観点から追記を行っており、乙第9号証の「成約日から実施日までの日数区分」欄の「181 日より短い」または「181 日以上」と記載されている件数をそれぞれ合計した数字が乙第2号証の「成約日から実施日までの日数」欄の「181 日より短い」または「181 日以上」欄に記載されている数字である。乙第9号証の「件数」欄の数字の合計は1148件であり、乙第2号証の27期上期に係る「合計」の数と一致している。

(2) 乙第5号証の数値の根拠について

乙第5号証として提出した表を作成するにあたっては、①被告の予約管理システムからキャンセルになった全ての案件のデータ、及び②被告の会場において実際に実施された挙式披露宴のデータをそれぞれ抽出したうえで、両者の時間枠が重複しているものを区分することにより再販された件数を集計している。そのうえで、キャンセルの時期が、挙式披露宴の実施予定日の181日前までか、180日以降かを区分することにより統計データ化し、作成している。乙第2号証の表の元となった被告の予約システムから抽出したキャンセル案件の元データのうち、第26期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)に係るものを乙第10号証として提出する。

乙第10号証の「CXL から実施日までの日数区分」欄に「181 日以上前」と記載されている案件の合計数が乙第5号証の「第26期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)」の「合計(件)」に記載されている数字であり、いずれも140件で一致している。また、乙第10号証の「再販区分」欄の「再販あり」または「再販なし」と記載されている件数をそれぞれ合計した数字が乙第5号証の「再販あり(件)」または「再販なし(件)」欄に記載されている数字である。

(3) 乙第 7 号証の数値の根拠について

乙第 7 号証として提出したデータは、被告の予約管理システムから挙式披露宴の実施予定日の 181 日前までにキャンセルになった全ての案件のデータを抽出し、当該案件についての見積額、粗利額のデータから、粗利率、平均売上、平均粗利を計算し、算出したものである。被告の予約システムの元データのうち、第 26 期(2022 年 5 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日まで)のデータを抽出したものを乙第 11 号証として提出する。乙第 2 号証の表記載の数字を算出するにあたり、「初回売上(合計)」欄の金額は、乙第 11 号証の「合計(税抜)」欄の金額から、「初回粗利(合計)」欄の金額は乙第 11 号証の「粗利額」欄の金額から、それぞれ算出している。なお、元のデータでは「売上合計」、「粗利合計」、「粗利率」、「平均売上」及び「平均粗利」は記載されていないが、資料の一覧性の観点からこれらのデータを計算の上、追記している。

なお、被告においてデータを再度確認したところ、乙第 7 号証として提出した表の基礎となるデータの登録上、一部重複して登録されている案件があったため、乙第 11 号証においては当該重複したデータについて削除を行っている。当該データを削除した後の第 26 期の「組数」、「初回売上(合計)」、「初回粗利(合計)」、「粗利率」、「平均売上」及び「平均粗利」のデータは以下のとおりである。

組数	初回売上(合計)	初回粗利(合計)	粗利率	平均売上	平均粗利
185	411,157,434	188,720,554	45.9%	2,222,473	1,020,111

3 粗利率の算定根拠について

被告における挙式披露宴において、原価に含める費用の項目は、①料理、②ケーキ、③ドリンク、④挙式、⑤会場、⑥衣裳、⑦ヘアメイク、⑧装花、⑨写真、⑩Video、⑪印刷物、⑫演出、⑬引出物、⑭引菓子、⑮その他となっている。上記⑮のその他の費用としては、管理費のほか、案件によって生じる会場機材の使用料、披露宴司

会の手配料、駐車券費用等が含まれる(乙 12 の 1、乙 12 の 2)。なお、管理費は、一定額の利益の確保を目的として便宜上計上している経費であり、現場における過度な値引きを防止するものである。これにより、算出される粗利率は本来の数値より減少することとなる。

また、乙第 12 号証は、第 11 号証の黄色ハイライトで示した挙式披露宴に係る見積書(乙 12 の 1)及び当該案件に係る被告内部の見積内容の明細資料(乙 12 の 2)である。

以 上

令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

閲覧制限の申立書変更申立書

令和 5 年 12 月 25 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

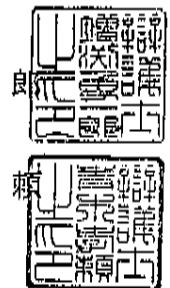
被告訴訟代理人

弁 護 士

同

増 渕 勇 一

青 木 孝



頭書事件について、別紙目録に本変更申立書添付のものを追加する。

以上

令和 5 年(ワ)第 1113 号 解約料条項等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

第 2 準備書面

令和 5 年 12 月 25 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

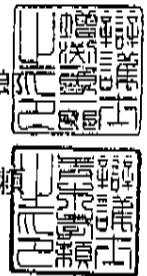
被告訴訟代理人

弁 護 士

増 渕 勇 一 郎

同

青 木 孝 頼



1 被告の結婚式場における予約の方法について

被告が運営する結婚式場では、各式場の各会場ごとに、午前の時間枠と、午後の時間枠を設定し、当該時間枠ごとに個別に予約を受け付けている。例えば、白金台に所在するザ テンダーハウスという結婚式場には、インディゴリオス及びブエノスコートという 2 つの会場が存在するが、それぞれ午前枠、午後枠に分けて予約を受け付けている(乙 8)。

2 乙 2、乙 5 及び乙 7 の数値の根拠について

(1) 乙第 2 号証の数値の根拠について

乙第 2 号証として提出した表は、被告が行う披露宴の予約管理システムから、各期ごとに、当該期間中に実施された(キャンセルされた案件については実施が予定されていた)全ての案件について、挙式披露宴実施契約が締結された日(成約日)及び当該挙式披露宴の実施日がキャンセルされた日のデータを抽出し、当該データを元に、成約日から実施日までの日数が 181 日より短いか、181 日以上であるかに応じて区分し、統計データ化したものである。乙第 2 号

証の表に記載した全期間分の元データは大部にわたるため、成約日を27期上期に限定して、当該予約管理システムから抽出した元データが乙第9号証である。なお、当該予約管理システムから抽出した元データには、「件数」の欄、「成約日から実施日までの日数区分」の欄、及び「成約日から実施日までの日数」の欄は存在しないものの、資料の一覧性の観点から追記を行っており、乙第9号証の「成約日から実施日までの日数区分」欄の「181日より短い」または「181日以上」と記載されている件数をそれぞれ合計した数字が乙第2号証の「成約日から実施日までの日数」欄の「181日より短い」または「181日以上」欄に記載されている数字である。乙第9号証の「件数」欄の数字の合計は■■■■件であり、乙第2号証の27期上期に係る「合計」の数と一致している。

(2) 乙第5号証の数値の根拠について

乙第5号証として提出した表を作成するにあたっては、①被告の予約管理システムからキャンセルになった全ての案件のデータ、及び②被告の会場において実際に実施された挙式披露宴のデータをそれぞれ抽出したうえで、両者の時間枠が重複しているものを区分することにより再販された件数を集計している。そのうえで、キャンセルの時期が、挙式披露宴の実施予定日の181日前までか、180日以降かを区分することにより統計データ化し、作成している。乙第2号証の表の元となった被告の予約システムから抽出したキャンセル案件の元データのうち、第26期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)に係るものを乙第10号証として提出する。

乙第10号証の「CXLから実施日までの日数区分」欄に「181日以上前」と記載されている案件の合計数が乙第5号証の「第26期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)」の「合計(件)」に記載されている数字であり、いずれも■■■■件で一致している。また、乙第10号証の「再販区分」欄の「再販あり」または「再販なし」と記載されている件数をそれぞれ合計した数字が乙第5号証の「再販あり(件)」または「再販なし(件)」欄に記載されている数字である。

(3) 乙第 7 号証の数値の根拠について

乙第 7 号証として提出したデータは、被告の予約管理システムから挙式披露宴の実施予定日の 181 日前までにキャンセルになった全ての案件のデータを抽出し、当該案件についての見積額、粗利額のデータから、粗利率、平均売上、平均粗利を計算し、算出したものである。被告の予約システムの元データのうち、第 26 期(2022 年 5 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日まで)のデータを抽出したものを乙第 11 号証として提出する。乙第 2 号証の表記載の数字を算出するにあたり、「初回売上(合計)」欄の金額は、乙第 11 号証の「合計(税抜)」欄の金額から、「初回粗利(合計)」欄の金額は乙第 11 号証の「粗利額」欄の金額から、それぞれ算出している。なお、元のデータでは「売上合計」、「粗利合計」、「粗利率」、「平均売上」及び「平均粗利」は記載されていないが、資料の一覧性の観点からこれらのデータを計算の上、追記している。

なお、被告においてデータを再度確認したところ、乙第 7 号証として提出した表の基礎となるデータの登録上、一部重複して登録されている案件があったため、乙第 11 号証においては当該重複したデータについて削除を行っている。当該データを削除した後の第 26 期の「組数」、「初回売上(合計)」、「初回粗利(合計)」、「粗利率」、「平均売上」及び「平均粗利」のデータは以下のとおりである。

組数	初回売上(合計)	初回粗利(合計)	粗利率	平均売上	平均粗利
■	■	■	■	■	■

3 粗利率の算定根拠について

被告における挙式披露宴において、原価に含める費用の項目は、

■
 ■
 ■

(乙 12 の 1、乙 12 の 2)。なお、
 これにより、算出される粗利率は本来の数値より
 減少することとなる。

また、乙第 12 号証は、第 11 号証の黄色ハイライトで示した挙式披露宴に係る見積書(乙 12 の 1)及び当該案件に係る被告内部の見積内容の明細資料(乙 12 の 2)である。

以上